

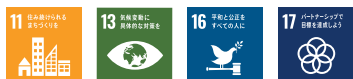
拡充事業

建築指導運営事業

安心安全政策

重点施策5-1

災害に強いまちづくりの推進



○ 目指す姿

都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。

○ 現状と課題

- ✓ 大規模地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しています。また、新たな感染症などの脅威からも身を守るため、非常時に備え、市民、企業、関連団体、行政が連携して、安心安全に対する取組を計画的に推進していくことが求められています。
- ✓ 災害時には、まず自助[※]が重要ですが、自力で避難することが困難な人を、地域が一体となって避難を支援する共助[※]も重要となっています。災害時に備え、自主防災組織などの地域住民の主体的な行動による地域防災力の強化が求められています。
- ✓ 災害時には、より多くの人に迅速に情報を発信する必要があります。社会の変化に応じた様々なツールを活用し、情報発信力を強化することが求められています。



令和元年台風19号接近時の利根川



○ 施策の展開方針

方針1 総合的な危機管理体制の充実

市民、企業、関係機関、行政の連携を進め、総合的な危機管理体制を充実します。また、各地で頻発する地震や風水害などあらゆる災害の脅威から身を守る取組を進めます。

方針2 自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者[※]への支援体制の充実

自助及び共助による地域防災力を強化するため、自主防災組織の実践的な防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの育成を図ります。また、避難行動要支援者[※]の支援体制の充実を図ります。

方針3 災害時の情報伝達発信ツールの整備普及

防災情報発信ツールの多様化に伴い、より効果的で迅速な情報発信や情報提供に努めます。

- ※ **自助**：災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。
- ※ **共助**：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
- ※ **要配慮者**：災害が発生したときに特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人、難病患者など。
- ※ **避難行動要支援者**：自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○ 目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む事業

方針1 に基づく事業

地域防災事業	避難場所の環境整備及び備蓄品や資機材の適正な管理を行い、平時から災害に備えることにより防災力の強化を図ります。
災害時協力協定締結推進事業	災害時協力に向けた企業や団体等との協力協定による連携により、迅速かつ的確な災害対策を実施します。
治水対策事業	河川や水路等の整備を進めるとともに、台風等による水害に備え、市民の安心・安全な生活環境の保全を図ります。
建築指導運営事業	地震発生時に市民の生命及び財産を守るため、住宅の耐震化を促進します。

方針2 に基づく事業

地域防災事業	地域、行政区、民間企業等に各種訓練等を通して防災啓発を行うとともに、自主防災組織の強化及び地区防災計画 [※] を整備し、自助及び共助による地域防災力を強化します。
要配慮者支援対策事業	要配慮者の個別避難計画 [※] 作成を推進し、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、民間福祉施設等と指定福祉避難所の協力協定の締結を推進し、災害時における要配慮者の支援の充実を図ります。

方針3 に基づく事業

地域防災事業	総合防災マップWEB版の活用についての周知や利便性の向上を図ります。また、災害時における迅速かつ広範囲に情報伝達できる手段を構築し、災害に関する情報伝達の強化を図ります。
--------	---

○ 成果指標

方針	指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
方針1	3日以上食糧を備蓄している世帯の割合	48.0%	78.0%
方針2	個別避難計画策定割合	6.1%	12.0%
方針3	いせさき情報メール登録数(累計)	17,785件	19,000件

○ 関連計画

地域防災計画 国土強靱化地域計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 国民保護計画
水防計画 第4期耐震改修促進計画

- ※ **地区防災計画**：地域の住民が、自ら災害に備える「自助」や助け合う「共助」に関して策定した防災計画のこと。
- ※ **個別避難計画**：高齢者や障害者等の避難行動要支援者1人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

前期アクションプラン重点事業〔事前〕評価 調書

事業名		建築指導運営事業				2 拡充	
部局名		都市計画部			課名	建築指導課	
総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【5】 安心安全政策				
		重点施策	【5-1】 災害に強いまちづくりの推進				
		目指す姿	【5-1】 都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。				
		施策の展開方針	【5-1】 方針 1：総合的な危機管理体制の充実				
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト				
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上				
予算科目 1		8-1-2-1-0建築指導運営事業					
予算科目 2							
予算科目 3							
予算科目 4							
予算科目 5							
予算科目 6							
予算科目 7							
予算科目 8							
関連する市長マニフェスト							

1 事業の概要（事業全体）

①事業の目的		住宅の耐震化を促進するための支援を行うことで、地震発生時の安全性の確保・向上を図り市民の生命及び財産を守る。
②事業の内容		・ 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援 ・ 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震改修に対する補助金の交付 ・ 無料住宅相談会等による耐震に関する意識啓発
③事業の対象者		市民等（昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	耐震基準に関する建築基準法改正（昭和56年6月）以前に建てられた住宅が多数存在しており、耐震診断及び耐震改修により地震発生時の被害を低減させるため、耐震化を促進する必要がある。
	課題の要因	・ 近年、県内において大規模地震が発生していないことにより耐震被害に関する意識が上がらない。 ・ 対象となる住宅について、今後引き継ぐ者がいないことや耐震改修費用が高額なため、耐震改修が実施されない。
	本市固有の事情	令和5年の住宅の耐震化率は、群馬県全体では89%であるが伊勢崎市もほぼ同様であり、県内では平均的な状況である。
	市民等からの声	耐震改修費用が高額で工事を実施できない。

	既存事業の有無	・木造住宅耐震診断士派遣事業 ・木造住宅耐震改修補助事業 ・耐震シェルター等設置補助事業							
	先進事例	県内他市町村においてもおおむね同様の事業を実施しており、耐震改修に対する補助限度額についても伊勢崎市と同額程度としての市町村が多い。							
	要因の解消策	無料住宅相談会や広報、回覧板、ダイレクトメールの送付等により、耐震に関する意識を向上してもらうよう啓発活動を実施する。また、事業の在り方について住民ニーズ等を踏まえて検討する。							
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	耐震診断士を派遣する委託料及び耐震改修、耐震シェルター設置補助金等について、社会資本整備総合交付金（補助率１／２）を活用							
⑤事業実施により目指す成果		継続的に耐震診断及び耐震改修等に係る補助事業を実施し、住宅の耐震化率の更なる向上を図り、「災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまち」の実現を目指す。							
⑥目標（KPI）	指標名	単位		R5 (基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
	木造住宅耐震診断士派遣戸数	戸	目標		60.0	17.0	30.0	30.0	30.0
			実績	29.0	21.0				
	木造住宅耐震改修補助戸数	戸	目標		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
			実績	2.0	1.0				
	耐震シェルター設置補助戸数	戸	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
			実績						
	木造住宅除却工事補助戸数	戸	目標		-	-	5.0	5.0	5.0
			実績		-	-			
	ブロック塀等除却工事補助件数	件	目標		-	-	10.0	10.0	10.0
			実績		-	-			
			目標						
			実績						
			目標						
			実績						
			目標						
			実績						
			目標						
			実績						
			目標						
			実績						
		目標							
		実績							
効果検証の方法		毎年、住宅の耐震化率を確認							

◇ 重点事業を休止（または廃止）する理由

2 事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

R 7	実施内容			
	・木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発（DM送付・相談会実施）	事業費（千円）		
		歳出合計		188,827
		財源内訳	国庫支出金	87,405
			県支出金	1,430
			地方債	0
			その他	22,521
一般財源	77,471			

R 8	実施内容			
	・木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発（DM送付・相談会実施）	事業費（千円）		
		歳出合計		45,414
		財源内訳	国庫支出金	4,098
			県支出金	1,617
			地方債	0
			その他	21,530
一般財源	18,169			

R 9	実施内容			
	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発（DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	事業費（千円）		
		歳出合計		51,698
		財源内訳	国庫支出金	6,616
			県支出金	3,112
			地方債	0
			その他	21,530
一般財源	20,440			

R 10	実施内容			
	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発（DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	事業費（千円）		
		歳出合計		-
		財源内訳	国庫支出金	-
			県支出金	-
			地方債	-
			その他	-
一般財源	-			

R 11	実施内容			
	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発（DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	事業費（千円）		
		歳出合計		-
		財源内訳	国庫支出金	-
			県支出金	-
			地方債	-
			その他	-
一般財源	-			

1-2 事業の概要（拡充部分）

タイトル		木造住宅除却・ブロック塀等除却補助金／耐震診断
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	耐震診断事業を実施しているものの、耐震改修や耐震シェルター等の補助制度の利用は少数であり、地震発生時の安全性向上が十分に進んでいない。
	課題の要因	建物所有者の高齢化や後継者不足により、住宅を長期間維持する意識が低い。 耐震改修に要する費用負担が大きい。 現行の支援事業では所有者の要望に十分に対応できていない。
	要因の解消策	耐震診断促進に向けて予算拡充。 地震に対する安全性を確保・向上を図るため、建築物やブロック塀等の除却工事費の一部を支援。
②事業実施により目指す成果		継続的に耐震診断及び耐震改修・除却等に係る補助事業を実施し、住宅の耐震化や危険箇所の解消を図り、「災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまち」の実現を目指す。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	
	重点事業の目標（KPI）	

2-2 事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

R 9	実施内容
	(1) 木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容 木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額 23%、上限46万円 (2) ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象 ブロック塀等の除却 補助内容 ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額 2/3、上限5万円 (3) 木造住宅耐震診断士の派遣 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容 木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数 30件
	財源（拡充部分）
	・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金
R 10	実施内容
	(1) 木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容 木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額 23%、上限46万円 (2) ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象 ブロック塀等の除却 補助内容 ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額 2/3、上限5万円 (3) 木造住宅耐震診断士の派遣 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容 木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数 30件
	財源（拡充部分）
	・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金
R 11	実施内容
	(1) 木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容 木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額 23%、上限46万円 (2) ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象 ブロック塀等の除却 補助内容 ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額 2/3、上限5万円 (3) 木造住宅耐震診断士の派遣 対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容 木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数 30件
	財源（拡充部分）
	・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金

3 事業の分析・部内評価

I 妥当性	目的の妥当性	(1) 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		(2) 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	(3) 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	(4) 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、NPO等が実施する余地はない。）	4
II 有効性	事業の有効性	(1) 本事業の内容は、「1-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（KPI）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	(2) 本事業の目標（KPI）の達成が、「1-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	(3) 事業実施の具体的方法・手段は、目標（KPI）の達成や「1-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	(4) 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
III 効率性	コスト効率	(1) 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	(2) 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	(3) 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	(4) コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			50
評価			A
部局長等の評価・意見	課長 （一次評価）	目標に達するまで継続する必要がある、耐震診断からの耐震改修への移行のほか、新たな補助事業拡充による制度利用の促進を図る必要がある。	
	副部局長 （二次評価）	効果的・効率的な事業を目指しながら、継続的に推進していくことが重要である。	
	部局長 （三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		事業実施の効果を検証し、効率的な事務執行のもと住宅の耐震化に継続して取り組む必要がある。	

<最終評価>

事業実施の方向性	
コメント	

県内の除却 補助制度（R8）

	前橋市	高崎市			
建物条件（抜粋）	昭和56年5月31日以前の建築確認を受けた木造住宅。	昭和56年5月31日以前の建築確認を受けた木造住宅。			
工事条件	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価された木造住宅。もしくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊する危険性があると診断された木造住宅を除却する工事。	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価された建築物全体をすべて除却する工事であること。			
補助内容 （補助額、募集件数、予算等）	1）住宅除却に実際に要した費用の23/100の額。 2）耐震改修等相当額の23/100の額。 いずれか低い額。 上限97万8千円	1）除却工事費用 2）除却建築物の延べ面積×1.5万円 いずれか低い額の23% 上限46万円			
R8受付期間	R8.6.10～R8.11.6	R8.5.11～R8.11.30			
国費、県費 有無	有	有			

※国：社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）

県：群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金（除却工事補助事業）

県内のブロック塀補助制度（R8）

	前橋市	高崎市	桐生市	太田市	館林市
塀の条件		・ 道路沿い ・ 道路面からの高さが0.8m以上で延長が5m以上 ・ 損傷、腐食その他の劣化が確認できる	・ 避難路沿い ・ 道路面からの高さが1m以上で延長が3m以上 ・ ひび割れや破損、傾斜等のあるもの	・ 道路沿い ・ 道路面からの高さが1.2m以上で延長が1m以上 ・ 倒壊の恐れが高いと判断され法令違反のないもの	・ 道路沿い ・ 道路面からの高さが1.2m以上で延長が1m以上 ・ 倒壊の危険があるもの
道路の条件		・ 42条1項 ・ 42条2項 ・ 43条2項1号の規定による幅員4m以上の道	・ 避難路（住宅等から避難所へ至る法42条道路）	・ 法42条に規定する道路	・ 法42条に規定する道路
補助内容 （補助額、募集件数、予算等）		除却 一律2万円 改修 工事費の50%かつ 除却塀20m以下20万円等 予算の範囲内	除却 工事費の2/3以内 又は1mあたり1万円以内。 上限8万円。予算40万円	除却 工事費の2/3以内。 上限5万円	除却 工事費の2/3以内。 上限5万円（6件）
R8受付期間		R8.5.11～R8.11.30	R8.4.20～R8.11.30	R8.4.16～R8.10.30	R8.4.13～R8.10.30
国費、県費 有無		無	有	有	有

※国：社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）

県：群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金（ブロック塀等の安全確保支援）

事業名		建築指導運営事業					
部局名		都市計画部			課名	建築指導課	
総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	5 安心安全政策				
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進				
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。				
		施策の展開方針	【5-1】方針１：総合的な危機管理体制の充実				
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	暮らしの安心実現プロジェクト				
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上				
予算科目 1		8-1-2-1-0建築指導運営事業					
予算科目 2							
予算科目 3							
予算科目 4							
予算科目 5							
予算科目 6							
予算科目 7							
関連する市長マニフェスト							

1 事業の概要

①事業の目的		住宅の耐震化を促進するための支援を行うことで、地震発生時の安全性の確保・向上を図り市民の生命及び財産を守る。
②事業の内容		・ 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援 ・ 昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震改修に対する補助金の交付 ・ 無料住宅相談会等による耐震に関する意識啓発
③事業の対象者		市民等（昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	耐震基準に関する建築基準法改正（昭和56年6月）以前に建てられた住宅が多数存在しており、耐震診断及び耐震改修により地震発生時の被害を低減させるため、耐震化を促進する必要がある。
	課題の要因	・ 近年、県内において大規模地震が発生していないことにより耐震被害に関する意識が上がらない。 ・ 対象となる住宅について、今後引き継ぐ者がいないことや耐震改修費用が高額なため、耐震改修が実施されない。
	要因の解消策	無料住宅相談会や広報、回覧板、ダイレクトメールの送付等により、耐震に関する意識を向上してもらうよう啓発活動を実施する。
⑤事業実施により目指す成果		継続的に耐震診断及び耐震改修等に係る補助事業を実施し、住宅の耐震化率の更なる向上を図り、「災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまち」の実現を目指す。

2 実施結果

① 実施 内容	計画								
	・ 木造住宅耐震診断士の派遣 ・ 木造住宅耐震改修補助金の交付 ・ 耐震シェルター等設置補助金の交付 ・ 木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施）								
	実績								
	・ 耐震診断申請者に対して、群馬県建築士事務所協会に耐震診断士の派遣を委託し、耐震診断を行った。（21件） ・ 木造住宅耐震改修補助の申請者（令和4年度耐震診断実施済）に対して、補助金の交付を行った。（1件） ・ 木造住宅耐震診断・改修の普及啓発を実施。無料住宅相談会（市民ホール、公民館5か所）、安心安全フェア（スマーク伊勢崎）、広報掲載（5月号、7月号）、回覧板（7月）、SNS・情報メールの配信、DM送付（1580件）								
② 事業費（円）			R 7						
			予算現額		決算額		予算執行率（%）		
	歳出合計		142,893,000		141,670,271		99.1		
	財源 内訳	国庫支出金	63,250,000		23,012,000				
		県支出金	280,000		347,000				
		地方債	0		0				
		その他	16,661,000		21,977,000				
一般財源		62,702,000		96,334,271					
③ 目標（K P I）	指標名		上段：目標値 下段：実績値						
		単位	R5（基準値）	R7	R8	R9	R10	R11	
	木造住宅耐震診断士派遣戸数	戸	29.0	60.0 21.0	60.0	60.0	60.0	60.0	
	木造住宅耐震改修補助戸数	戸	2.0	5.0 1.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
	耐震シェルター設置補助戸数	戸	0.0	3.0 0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	効果検証の方法		毎年、住宅の耐震化率を確認						

3 事業の評価

① 目標 (K P I)	目標値に対して進捗が良かった目標 (K P I) とその理由		
	目標 (K P I)	理由	
	目標値に対して進捗が悪かった目標 (K P I) とその理由		
	目標 (K P I)	理由	
	(1) 木造住宅耐震診断士派遣戸数 (2) 木造住宅耐震改修補助戸数 (3) 耐震シェルター設置補助戸数	(1) 普及啓発としてダイレクトメール、広報誌、回覧板を活用したが、十分な周知には至らなかった。 (2) ダイレクトメールや、耐震診断実施者への訪問等により耐震改修促進を実施。耐震診断実施者への訪問時の結果、耐震改修をしない理由として「建物を引き継ぐものがいない」「高額な費用負担」が多く聞かれた。 (3) 耐震シェルター設置補助事業自体の認知が十分ではなく、具体的な取り組み内容まで理解が及んでいない状況であった。	
② その他	進捗の良かった取組や力を入れた取組とその状況		
	取組	状況	
	進捗の悪かった (計画通り実施できなかった) 取組とその理由		
	取組	理由	
③ 達成度評価	評価	評価区分	評価理由 (目標の達成状況・成果等)
	C	S : 極めて順調である A : 順調である B : おおむね順調である C : やや順調でない D : 順調でない	事業目標は達成に至らず、事業の認知度が十分ではなく、事業内容についても具体的な理解が浸透していなかったことが考えられる。 なお、前年度実績のなかった耐震改修事業については、過去に耐震診断事業を実施した方による利用があったためCと評価した。

④事業 課題の	
⑤今後の事業計画 の見直しについて	木造住宅耐震改修補助申請者数の拡充のため、補助金額の上限を１００万円から１１５万円に増額。 周知方法の見直しを行うとともに、情報発信媒体の拡充について検討する必要がある。 また、費用負担の軽減を図ることが可能な低コスト耐震改修工法や耐震シェルター等の部分的な補強方法を周知するため、費用等のモデルケースを提示出来るようにする。 住宅の耐震化を促進するために、既存の補助事業に加え、新たな補助事業メニューの見直しを行う。
部局長等の 評価・意見	事業の振り返り及び今後の方向性
	課長 (一次評価) 木造住宅の耐震化率が耐震改修促進計画による目標に達するまで継続する必要がある、耐震診断からの耐震改修への移行や、新たな補助事業拡充による制度利用の促進を図る必要がある。
	副部長 (二次評価) 効果的・効率的な事業を目指しながら、耐震診断及び耐震改修事業を継続的に推進していくことが重要である。
	部長 (三次評価) 事業実施の効果を検証し、効率的な事務執行のもと住宅の耐震化促進に継続して取り組む必要がある。